

運営推進会議設置運営規程(神戸市モデル規程)

(趣旨)

第1条 この規程は、運営基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び平成18年3月14日厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)に基づき、「○○○(事業所名)」(以下「事業所」という。)に設置する運営推進会議の運営に関し必要な事項を定める。

(運営推進会議の目的)

第2条 運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な要望・助言を行うことで、当該事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、また「地域に密着した介護サービスの運営方針」の策定及び実施状況の監視・評価を行うことで、当該事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 事業所に運営推進会議を置く。

(構成員)

第4条 運営推進会議は、以下の各号に示す者により、最大10名以内の構成員をもって組織する。

- (1) 利用者 2名以上
- (2) 利用者の家族 2名以上
- (3) 地域住民の代表者 2名以上
- (4) ○○○○あんしんすこやかセンターの職員 1名以上
- (5) ○○○○(事業種別)について知見を有する者 1名以上

2 構成委員のうち、前項第1号及び第2号の者は、「○○○○(事業所名)家族会」(以下「家族会」という。)において選任された者とし、当該構成員は、運営推進会議の議事概要を、運営推進会議開催後に開催される家族会において報告するものとする。

(議長及び副議長)

第5条 運営推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成員の互選により、前条第1項の第3号、第4号、第5号の者から選出する。
- 3 議長は、運営推進会議の会務を総理する。
- 4 議長は、運営推進会議を招集する。

- 5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。
- 6 議長及び副議長に事故あるときは、その他の構成員の互選により選出されたものが議長の職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第6条 運営推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。第4条第1項第3号から第5号に定める構成員の総数の過半数が出席しない場合もまた同様とする。

- 2 運営推進会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議事は、原則として、次の通り進行するものとする。

- ①開会宣言(議長)
- ②会議成立の確認(議長)
- ③予定される議事の説明(事業所)
- ④議題の審議
 - ア) 議題説明(事業所)
 - イ) 質疑応答(構成員及び事業所)
 - ウ) 決(構成員)
- ⑤閉会宣言(議長)

- 4 事業所は、予定される議事について、開催日前に、構成員に対し、文書により通知するものとする。

(開催計画)

第7条 事業所は、毎年度3月までに、翌年度の開催計画を作成し、利用者、利用者家族及び運営推進会議の構成員に周知するものとする。

- 2 開催計画においては、運営推進会議の開催予定日時及び開催場所を明記するものとする。
- 3 運営推進会議の開催月は原則として偶数月の第3金曜日とし、年度毎に6回以上開催するものとする。
- 4 議長は、開催計画に基づき予定する会議に加え、臨時会を招集することができる。

(議事概要の公表)

第8条 事業所は、運営推進会議の議事の概要を、次の各号に示す方法により公表するものとする。

- (1) 事業所の窓口の1階カウンターにファイリングして設置
- (2) 事業所内の各フロアの利用者の目に付きやすいところにファイリングして設置
- (3) 家族会報に掲載
- (4) 事業所のホームページに掲載
- (5) ○○自治会の役員会及び同自治会の回覧板を活用し、議事概要の設置場所を地域住民に

周知

(記録の保管)

第9条 事業所は、運営推進会議に係る記録を、開催日の翌日から起算して5年間、保管するものとする。

(庶務)

第10条 運営推進会議の庶務は、事業所において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営推進会議の運営等に関し必要な事項は、運営推進会議が定める。

附 則

この規程は、○○○○年○月○日より施行する。